

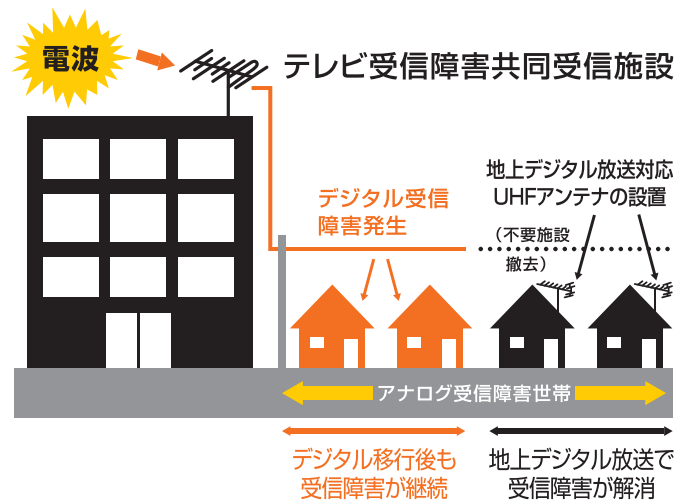
テレビ受信障害共同受信施設※ を保有・運営されている皆さまへ

※ マンションなどの建物内部のテレビ共同受信設備ではなく、ビル陰などによる受信障害の対策のための共同施設を意味します。

2011年7月24日までに地上テレビ放送は 完全にデジタル放送に移行し、アナログ放送は終了します。

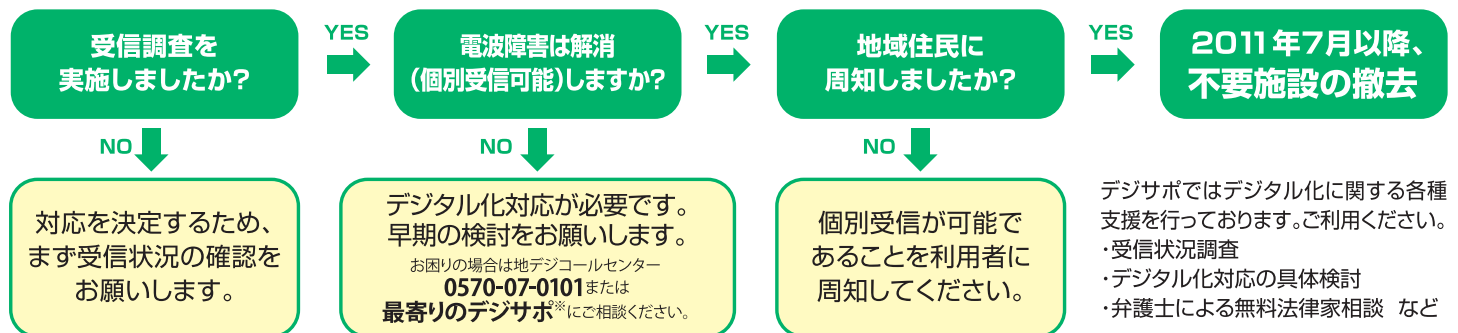
共同受信施設の地デジ対応について ご検討をお急ぎください!

- 地上デジタル放送は、アナログ放送より受信障害に強いいため、受信障害が生じるケースは少なくなります。
- 受信障害が生じない場合は、デジタル放送のための受信障害対策は不要になります。
- 受信障害が生じないことを確認し、施設の運用を終了する場合は、「2011年7月に運用終了し、不要施設を撤去する」、「地デジは、各世帯でアンテナ設置やケーブルテレビなどで受信が必要」など、早急に利用者にお知らせ願います。
- デジタル放送でも受信障害が生じる場合は、施設のデジタル化改修やケーブルテレビへの移行などが必要です。(具体的な対応方法は、利用者と協議が必要です。)
- 運用を終了し不要となった共同受信施設は、速やかに撤去していただくようお願いします。



デジタル化までの対応・手順例

施設のデジタル化対応は通常長い準備期間を要します。アナログ放送終了まで秒読み段階です。ビル陰障害地域における管理会社・施設管理者は、次の手順を参考に、デジタル化対応を急ぎましょう。



デジサポではデジタル化に関する各種支援を行っております。ご利用ください。
・受信状況調査
・デジタル化対応の具体検討
・弁護士による無料法律家相談 など

まずはご相談ください!

- ? デジタル放送で受信障害が生じるのかわからない…
- ? 施設の利用者へは、どのようにお知らせすれば…
- ? 施設の地デジ対応は、具体的にどう考えればよいのか…など

※総務省地デジコールセンター(0570-07-0101)または最寄りのデジサポ(<http://digisuppo.jp/>を参照ください)にお問い合わせください。

・ビル陰障害地域における地上デジタル放送受信可否簡易連続調査の結果についてはデジサポホームページ(<http://wavemap.digisuppo.jp/index.php>)で公開中です。地上デジタル放送の個別受信の目安としてご利用ください。

・施設改修やケーブルテレビへの移行の際にご活用いただける助成金制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

・施設の設置・変更・廃止届等の手続きについては総務省の各地域の総合通信局等へお問い合わせください。(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/contact/contact4.html)

アナログ終了まで
秒読み
段階です

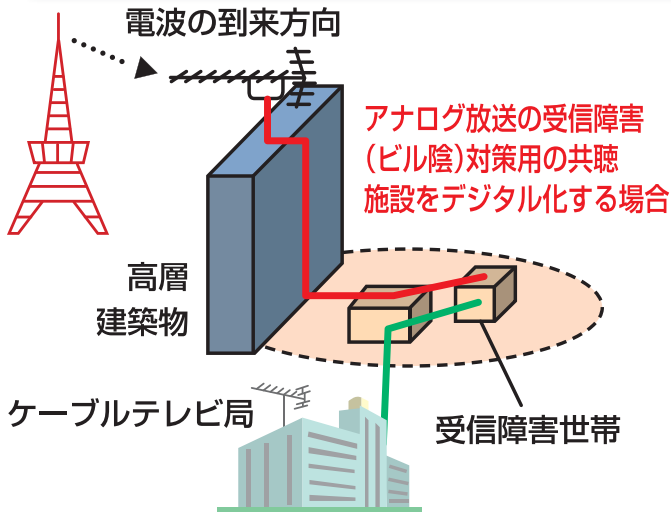
ビル陰等の受信障害対策用の「共同受信施設の施設管理者様」へ デジタル化対応への助成金制度のお知らせ

お急ぎください!! 予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

ビル陰等の受信障害対策のための共同受信施設(共聴施設)をデジタル化対応する際、
国の助成を受けることができます。

デジタル化に必要な経費が3.5万円/世帯以下の場合も助成制度対象です。

共聴施設をデジタル化対応に改修する場合 または ケーブルテレビに切り換える場合



アナログ放送の受信障害対策共聴施設を
ケーブルテレビへ切り換える場合

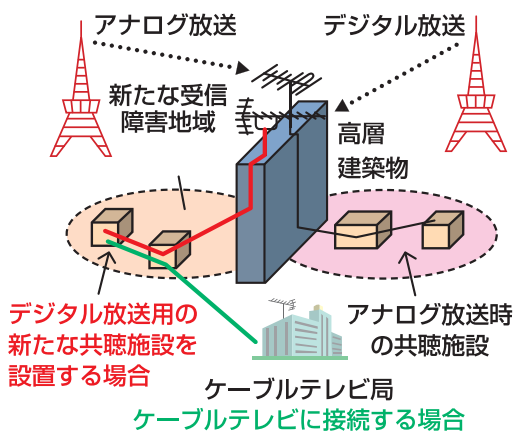
(助成額の例) デジタル化に必要な経費の1/2の助成となります。

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
20万円の場合	10万円	10万円
50万円の場合	25万円	25万円
100万円の場合	50万円	50万円

<ケーブルテレビに切り換える場合の主な条件>

- ・ケーブルテレビに切り換える場合の助成額が共聴施設を「改修」する場合の助成額を超える場合は、共聴施設を「改修」する場合の助成額を上限として助成します。
- ・助成制度対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。
- ・受信障害対策のために、ケーブルテレビにより、地上アナログ放送の信号供給を受けている場合、デジタル化工事は助成制度対象外です。

デジタル化で新たに受信障害となる地域に共聴施設を設置する場合 または、ケーブルテレビに接続する場合



(助成額の例) 共聴施設設置の場合はデジタル化に必要な経費の
2/3の助成となります。

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
150万円の場合	50万円	100万円
300万円の場合	100万円	200万円
600万円の場合	200万円	400万円


・ケーブルテレビ接続の場合はデジタル化に必要な経費の
1/2の助成となります。

<受信障害対策施設新設の場合の主な条件>

- ・アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の場所が異なる等により、デジタル放送で受信障害が新たに生じる場合に限りです。

助成金制度に関するお問い合わせ先

総務省 テレビ受信者支援センター
助成金相談窓口

電話  0570-093-724

(平日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は、03-5623-3121で、お受けしております(お間違いないようにお願いします)。

<http://digisuppo.jp/>

デジタルテレビ
受信のお手伝い



地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

総務省 地デジコールセンター

電話  0570-07-0101

(平日 9:00~21:00、土・日・祝日 9:00~18:00)

●IP電話等、ナビダイヤルが繋がらない方は、03-4334-1111で、お受けしております。

NHKによる経費助成を受けられる場合があります。電話  0570-014-814 (平日 9:30~17:30)
詳細は「NHK技術局 助成制度窓口」まで。